

富士山かぐや姫ミュージアムイメージキャラクター使用基準

(趣旨)

第1条 この使用基準は、富士山かぐや姫ミュージアムイメージキャラクターふじかぐちゃん（以下「キャラクター」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(イラスト等の使用に関する権利)

第2条 イラスト等（キャラクターのイラスト及び当該イラストから製作した立体物、写真等という。以下同じ。）の利用に関する一切の権利は、富士山かぐや姫ミュージアムに属する。

(使用許諾の申請)

第3条 イラスト等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、富士山かぐや姫ミュージアム収蔵資料等（閲覧・撮影・掲載）許可申請書に必要書類を添えて富士山かぐや姫ミュージアム館長へ申請し、その許諾を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (2) その他館長が申請を必要としないと認めるとき。

(使用許諾審査)

第4条 館長は、前条の申請書を受理したときは、その適否を審査する。使用を許諾することを決定したときは富士山かぐや姫ミュージアム収蔵資料等（閲覧・撮影・掲載）許可書により申請者に通知するものとする。

- 2 館長は、前項の規定によりイラスト等の使用を許諾する場合において、条件を付することができる。
- 3 イラスト等の使用が次のいずれかに該当する場合は、館長はこれを許諾しない。
 - (1) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。
 - (2) 富士山かぐや姫ミュージアム及びキャラクターのイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 第三者の利益を害すると認められるとき。
 - (5) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業を行う者が使用しようとするとき、及びこれらの者が商品を販売しようとするとき。
 - (7) キャラクターを著しく変形させて使用しようとするとき、又は立体物でその表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
 - (8) その他館長が不相当と認めるとき。

(使用料等)

第5条 イラスト等の使用料は、無償とする。

(使用許諾の取消し)

第6条 館長は、承認許諾申請書の内容に虚偽があるときは、キャラクターの使用許諾を取り消すことができる。

(補足) 第7条 この使用基準に定めるもののほかキャラクターの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この使用基準は、平成30年 7月 1日から施行する。